

富山県ソフトボール協会チーム登録規定

第1条 本会の加盟チーム、次のいずれかの種別によって編成されたチームでなければならない。
ただし、外国人のみによって編成されたチームは登録を認めない。

第2条 登録の種別は次の通りとする。

(競技種別)

1. クラブチーム
県内に居住、または勤務する18歳以上(当該年度4月1日現在)の者によって編成されたチームとする。(ただし、実業団チームと見間違ふような名称を使用してはならない。)
2. 実業団チーム
県内における同一企業(官公庁、会社、病院、商店等)に勤務する者のみによって編成されたチームとする。
3. 大学チーム
県内の同一大学に在学する学生によって編成されたチームとする。
4. 高等学校チーム
県内の同一高等学校に在学する生徒によって編成されたチームとする。
(全日制と定時制、通信制は別校とする。)

(生涯種別)

5. 中学生チーム
県内に居住または在学する中学生によって編成されたチームとする。
6. 小学生チーム
県内の同一市町村に居住する小学生によって編成されたチームとする。
7. エルダーチーム
県内に居住または勤務する35歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。
8. エルデストチーム
県内に居住または勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。
9. レディースチーム
県内に居住または勤務、通学する15歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。尚、高等学校チームに選手登録している者は除く。
10. 壮年チーム
県内に居住または勤務する40歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。
11. 実年チーム
県内に居住または勤務する50歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。
12. シニアチーム
県内に居住または勤務する59歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。
13. ハイシニアチーム
県内に居住または勤務する66歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。

14 . 一般男子チーム

県内に居住または勤務、通学する15歳以上(当該年度4月1日現在)の男子によって編成されたチームとする。尚、高等学校チームに選手登録している者は除く。

15 . **教員チーム**

県内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする。(学校教育法第1条に規定する学校の教員とする。ただし、実習助手は認める)

16 . 富山県民体育大会は、別途規定を定めることとする。

第3条 登録は99名以内とし、ユニフォームナンバーは1番～99番までとする。ただし、主将は10番、監督30番、コーチ31・32番とし、監督・コーチが選手を兼ねる場合はそれぞれ監督・コーチのユニフォームナンバーで登録する。なお、選手、監督、コーチの登録には次の規定を設ける。

- 1 . 競技種別・学生種別の選手の登録については1人1チームとし、二重登録を認めない。
- 2 . 競技種別・学生種別の監督、コーチの登録については1人1チームとし、二重登録を認めない。ただし、学生種別に限り、同一校内の監督、コーチを兼ねることができる。
- 3 . 競技種別・学生種別の監督・コーチ・選手は自分のチームを除き種別の違う1チームに限り、立場をかえて登録することができる。ただし、学生種別において、同一校内の監督、コーチを兼ねて登録している場合、この規定は適用しない。
- 4 . 生涯種別の選手の登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。
- 5 . 生涯種別の監督・コーチの登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。
- 6 . 生涯種別の監督・コーチ・選手が立場をかえて種別の違うチームに登録する場合は、3項の規定を優先する。
- 7 . 監督を欠いて試合を行うことはできない。もし、監督が事故等で出場出来ない場合は、その試合の登録者の中から監督代理者を選ばなければならない。(この場合、監督代理のユニフォームナンバーはそのままでよい)

高校のチームでは、監督代理者は当該校のチーム引率教員が当たる。中学生・小学生のチームでは、監督代理者は当該チームのコーチまたは引率責任者が当たる。

第4条 登録チームは登録料を負担する。登録料は別に定める。

第5条 登録は毎年3月1日より4月20日まで必ず更新するものとする。全国大会県予選までに登録を完了していないチームは、その全国大会に出場することができない。なお登録は、(財)日本ソフトボール協会発行の登録用紙に記入の上、A、B、C、D表を県協会長に提出する。追加登録があった場合も上記の通りとする。なお、小学生・中学生・高等学校・大学に限り、年度始めの登録とは別に8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

第6条 登録されたチームに変更のあった場合、および取り消した場合は、直ちにその内容を県協会に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することできない。もし移籍した場合には、その選手は当該年度内のすべての大会へ出場権を喪失する。

第7条 登録を完了しないチームおよび選手は県協会主催のすべての大会に参加できない。ただし、国体については、上記登録規定は適用せず「国体実施要項」の定めるところによる。

(付 則)

- 1 . 日本国籍のない外国人選手のチームへの登録は2名以内とする。ただし、下記のいずれかに該当する選手は外国選手とはみなさない。
 - ①日本の法律により認められた特別永住者。
 - ②学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第4条に定める義務教育中の者または義務教育を修了した者。
 - ③学校教育法第1条に定める高等学校または大学を卒業した者。
- 2 . 登録完了とは、各支部長からA表と登録料が協会に送付され、受付が終了した時をいう。

昭和53年4月1日一部改正

昭和55年4月1日一部改正

昭和59年4月1日一部改正

昭和60年4月1日一部改正

昭和62年4月1日一部改正

平成2年3月25日一部改正

平成3年3月17日一部改正

平成4年3月15日一部改正

平成7年3月12日一部改正

平成8年3月10日一部改正

平成9年3月9日一部改正

平成11年3月7日一部改正

平成12年3月5日一部改正

平成13年3月4日一部改正

平成16年3月7日一部改正

平成18年3月5日一部改正

平成19年3月4日一部改正

平成20年3月2日一部改正

平成29年3月5日一部改正